

公益社団法人宮崎県シルバー人材センター連合会
有料職業紹介事業の運営に関する規程

(趣旨)

第1条 公益社団法人宮崎県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）は、別表のとおり職業紹介の事業所（以下「実施事業所」という。）を置き、臨時的かつ短期的な雇用又はその他の軽易な業務に係る雇用による有料職業紹介事業を行うものとする。

(職業選択の自由)

第2条 何人も公共の福祉に反しない限り、職業を自由に選択することができる。職業紹介は、求職者には職業選択の自由が、求人者には雇入れの自由がそれぞれ保障されている。連合会は、できるだけ多くの職業について求人開拓に努め求職者に情報を提供し、その選択するいかなる職業についても紹介するよう努めなければならない。

(均等待遇)

第3条 求人者、求職者に対し、その申込みの受理、面接、指導、職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な取扱いをしてはならない。

(職業安定機関及び特定地方公共団体等との協力)

第4条 労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図るため、雇用情報の充実、労働力の需要供給の調整に係る技術の向上等について、職業安定機関及び特定地方公共団体等と相互に協力しなければならない。

(労働条件の明示)

第5条 職業紹介に当たり求職者に対し、業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

(求職者等の個人情報の取扱い)

第6条 求職者等の個人情報の収集は、その業務の目的の範囲内で収集するこ

とし、人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項、思想及び信条、労働組合の加入状況等について収集してはならない。

- 2 連合会が個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等、適法かつ公正な手段によらなければならない。
- 3 個人情報の保管又は使用は、本人の同意を得た場合又は他の法律の定めがある場合を除き、収集目的の範囲内に限らなければならない。

(個人情報の適正管理)

第7条 連合会は、保管又は使用する個人情報に関し、次の各号に係る適切な措置を講ずるとともに、求職者等からの求めに応じ当該措置の内容を説明しなければならない。

- (1) 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置
- (2) 個人情報の紛失、破壊及び改ざんを防止するための措置
- (3) 正当な権限を有しない者による個人情報へのアクセスを防止するための措置
- (4) 収集目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置
- 2 求職者等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう厳重な管理を行わなければならない。
- 3 個人情報を適正に管理するために次に掲げる事項を含む個人情報適正管理規程を定め、自らこれを遵守し、かつ、その従業者にこれを遵守させなければならない。
 - (1) 個人情報を取り扱うことができる者の範囲に関する事項
 - (2) 個人情報を取り扱う者に対する研修等教育訓練に関する事項
 - (3) 本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除を含む。）の取扱いに関する事項
 - (4) 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する事項
- 4 求職者等が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該求職者等に対して不利益な取り扱いをしてはならない。

(求人者の申込み)

第8条 連合会は、職業紹介の取扱い範囲を定めて届出た場合を除き、定年退職者及びその他の高年齢退職者（以下「定年退職者等」という。）に適した職業（臨時的かつ短期的な雇用又はその他の軽易な業務に係る雇用）のいかなる求人者の申込みについてもこれを受理しなければならない。

ただし、その申込みの内容が法令に違反するとき、賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令違反の求人者及び暴力団員などによる求人である場合は、この限りでない。

- 2 求人者に対し、雇用情報等を提供し、求人者が当該作業又は職務に適合する労働者を雇入れることを促進するよう努めなければならない。
- 3 求人者の申込みは、求人者又は代理人が直接来所して、所定の求人票により行わなければならない。ただし、求人条件等が明確なものについては、電話、FAX、郵送による申込みも受理するものとする。

(求職者の申込み)

第9条 連合会は、職業紹介の取扱い範囲を定めて届け出た場合を除き、原則として60歳以上の定年退職者等を対象としていかなる求職者の申込みについてもこれを受理しなければならない。

ただし、その申込み内容が法令に違反するとき、また、臨時的かつ短期的な雇用又はその他の軽易な業務に係る雇用以外の就業、いわゆる生活の維持を目的とする常用的雇用を希望する場合には、この限りでない。

- 2 求職者に対し、雇用情報等を提供し、職種や求職の内容、必要な技能等について指導することにより、その適性、能力、経験、技能の程度等に相応しい職業選択の自由が積極的に生かされるように努めなければならない。
- 3 求職者の申込みを初めて行う場合には、必ず本人が直接来所し、所定の求職票により申込みをしなければならない。

なお、雇用関係がいったん終了し、従前と同じ条件で求職申込みをする場合には電話、又は文書による郵送でも受理するものとする。

(求職者の能力に適合する職業の紹介等)

第10条 職業紹介は、人と職業の結合という観点に立って、求職者に対して

は、その希望と能力に適合する職業を紹介するとともに、求人者に対してはその雇用条件に適合する求職者を紹介するよう努めなければならない。

2 求職者を求人者に紹介する場合は、紹介状を発行し求職者に持参させなければならない。

3 雇用関係が成立したとき並びに雇用関係が終了したときは、求人者、求職者双方から実施事業所に対してそのことを通知するようにしなければならない。また雇用関係が成立しなかったときも同様とする。

(労働争議に対する不介入)

第11条 連合会は、労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている事業所には、その間、求職者を紹介してはならない。

(名義貸しの禁止)

第12条 連合会は、自己の名義をもって、他人に有料の職業紹介事業を行わせてはならない。

(取り扱うべき職種の範囲等の明示)

第13条 連合会は、取扱職種の範囲、手数料に関する事項、苦情の処理に関する事項、求人者の情報、及び求職者等の個人情報の取扱いに関する事項について、求人者及び求職者に対し明示しなければならない。

(帳簿の備付け)

第14条 連合会は、有料職業紹介事業に関して、求人・求職管理簿及び手数料管理簿を作成し、備えて置かななければならない。

(事業報告)

第15条 連合会は、毎年4月30日までに、前年度の職業紹介事業の状況を管轄の労働局長に提出しなければならない。

(職業紹介事業者の責務)

第16条 有料職業紹介事業の運営に当たって、求人、求職の内容が業務の範囲外にあるときは、公共職業安定所の利用を勧奨する等適切に対応しなけれ

ばならない。また、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図るため、職業安定機関の行う雇用情報等の収集等に協力するよう努めなければならない。

(職業紹介責任者)

第17条 連合会は、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会の行う職業紹介責任者講習（以下「講習」という。）の受講者等、職業紹介事業を行うに適切な者を、実施事業所に専属の者として定め、有料の職業紹介事業を担当させなければならない。なお、職業紹介責任者は、5年に1回は講習を受講しなければならない。

2 実施事業所は、職業紹介責任者に変更があった場合には、別に定めるところにより、会長に届出を行わなければならない。

(有料職業紹介事業の取扱い範囲)

第18条 連合会の行う有料職業紹介事業の対象となる求職者の範囲は、指定を受けた区域内に居住し、臨時的かつ短期的な雇用又はその他の軽易な業務に係る雇用による就業を希望する原則として60歳以上の者とする。

また、求人の範囲は、指定を受けた区域における臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務に係る就業に関する求人で、港湾運送業務に就く職業又は建設業務に就く職業でないものとする。

2 前項、第8条第1項及び第9条第1項の臨時的かつ短期的な雇用又はその他の軽易な業務に係る雇用については、連続的又は断続的な概ね月10日程度以内の雇用、又は一定の業務のうち1週間あたりの労働時間が概ね20時間を超えない雇用とする。ただし、宮崎県知事から高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第45条において準用する同法第39条第1項に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、週40時間までの雇用とする。

(手数料)

第19条 連合会が当該事業において徴収する手数料は、職業安定法第32条の3第1項第1号に規定された厚生労働省令で定める上限手数料とし、その他いかなる名義でも実費その他の手数料又は報酬は受けないものとする。

(秘密を守る義務等)

第20条 連合会及びその代理人、使用人その他の従業者は、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしてはならない。また、その業務に関して知り得た個人情報及び法人である雇用主に関する情報をみだりに他人に知らせてはならない。使用人その他の従業者でなくなった後においても同様とする。

(印章)

第21条 事務所において使用する印章については、連合会印章規程に定める印章を使用する。

(補 則)

第22条 この規程に定めるもののほか、この規程に実施に関して必要な事項は会長が定める。

(その他)

第23条 連合会の有料職業紹介事業に関する業務は、職業安定法、雇用対策法及びこれらに関する通達に基づいて運営することに留意しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 公益社団法人宮崎県シルバー人材センター連合会無料職業紹介事業の運営に関する規程（平成18年3月16日定め）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成29年11月14日から施行する。

附 則

第1条の別表の規程は、平成30年12月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年2月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年2月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年10月22日から施行し、令和7年8月25日から適用する。

別表（第 1 条関係）

所 在 地
宮崎県宮崎市広島 1 丁目 13 番 10 号 畜産会館 3 階
宮崎県宮崎市祇園 2 丁目 1 3 5
宮崎県都城市下長飯町 1 9 1 6 番地 1
宮崎県延岡市西階町 1 丁目 2 4 0 8 番地 1
宮崎県日南市中央通一丁目 9 番地 7
宮崎県小林市細野 2 2 3 9 番地 1
宮崎県日向市大字財光寺 8 4 7 番地 1
宮崎県西都市大字妻 1 6 2 1 番地
宮崎県えびの市大字原田 1 3 7 0 番地 6 6
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山 3 8 9 0 番地 5
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄 4 8 3 2 番地 3
宮崎県東諸県郡綾町大字南俣 5 2 0 番地
宮崎県児湯郡新富町大字上富田 7 4 9 1 番地
宮崎県児湯郡川南町大字川南 1 3 6 7 5 番地 1 1 5